

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年2月10日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600639号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600223号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年12月10日は16万円、平成17年12月12日は28万3,000円、平成18年7月10日は27万4,000円、平成18年12月11日は26万7,000円、平成19年12月10日は25万1,000円、平成20年7月10日は27万円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日、平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年12月10日及び平成20年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成16年12月10日、平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成18年12月11日、平成19年12月10日及び平成20年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月

請求期間について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がないので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及びお取引明細表、金融機関から提出されたお取引明細表及び普通預金元帳、課税庁から提出された給与支払報告

書、同僚から提出された預金通帳、賞与明細書、給与明細書及び源泉徴収票（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、A社から請求期間①は16万円、請求期間②は29万円、請求期間③及び請求期間④は28万円、請求期間⑤及び請求期間⑥は27万円の賞与の支払を受け、請求期間①は16万円、請求期間②は28万3,000円、請求期間③は27万4,000円、請求期間④は26万7,000円、請求期間⑤は25万1,000円、請求期間⑥は27万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1万1,147円、請求期間②は2万204円、請求期間③及び請求期間④は1万9,507円、請求期間⑤は1万8,810円、請求期間⑥は2万245円）を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は16万円、請求期間②は28万3,000円、請求期間③は27万4,000円、請求期間④は26万7,000円、請求期間⑤は25万1,000円、請求期間⑥は27万円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金通帳等により確認できる賞与振込年月日から、請求期間①は平成16年12月10日、請求期間②は平成17年12月12日、請求期間③は平成18年7月10日、請求期間④は平成18年12月11日、請求期間⑤は平成19年12月10日、請求期間⑥は平成20年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600376 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600221 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで

A 社において、請求期間に私の給与は下がっておらず、同社の保管する厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書と厚生年金保険の記録が異なっているため、請求期間について、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する健康保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 12 月から平成 4 年 7 月までは 53 万円、平成 4 年 8 月から平成 6 年 9 月までは 50 万円と記録されていたところ、平成 5 年 11 月 11 日付けで、平成 4 年 8 月 1 日の月額変更及び平成 5 年 10 月 1 日の定時決定が取り消された上、平成 3 年 12 月 1 日の月額変更、平成 4 年 10 月 1 日及び平成 5 年 10 月 1 日の定時決定に遡って、それぞれ 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、時期や期間は明確ではないが、事業主である夫から社会保険の記録が下げられたことについて説明を受けた記憶がある旨陳述している。

さらに、請求期間当時、A 社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、平成 6 年 10 月の請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書における決定後の標準報酬月額が、届出た報酬月額より減額されていたことについて、請求者に確認したところ、請求者は、標準報酬月額が減額されたことについて状況を承知している様子であった旨陳述していることから判断して、請求者は請求

期間に係る減額訂正処理についても承知していたことがうかがえる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が社会保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上述の厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定された「社会保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600377 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600222 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における標準報酬月額 of 訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から平成 6 年 10 月 1 日まで

A 社における平成 6 年頃の役員給与の変更は認めるが、それ以外の期間について、会社は報酬額を減額変更した届出を行っていない。同社の保管する厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書と厚生年金保険の記録が異なっているため、請求期間について、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が保管する健康保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及びオンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 12 月から平成 4 年 7 月までは 53 万円、平成 4 年 8 月から平成 6 年 9 月までは 50 万円と記録されていたところ、平成 5 年 11 月 11 日付けで、平成 4 年 8 月 1 日の月額変更及び平成 5 年 10 月 1 日の定時決定が取り消された上、平成 3 年 12 月 1 日の月額変更、平成 4 年 10 月 1 日及び平成 5 年 10 月 1 日の定時決定に遡って、それぞれ 9 万 8,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の減額の届出は行っておらず、A 社が社会保険料を滞納していたことについても認識がない旨陳述しているものの、当時、同社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、同社に多額な社会保険料の滞納があったため、役員である請求者と請求者の妻について標準報酬月額を下げることに同社が応じたことと社会保険事務所 (当時) から説明された旨陳述している上、請求者自身が同社の代表者印を管理していたことを認めてい

ることから、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役である請求者が、請求期間に係る標準報酬月額が減額訂正処理に一切関与していなかったとまでは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600389号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1600004号

第1 結論

昭和29年3月1日から昭和33年10月29日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年3月1日から昭和33年10月29日まで

平成5年に厚生年金保険の期間照会をしたところ、請求期間について脱退手当金が支給されたことになっていると分かった。しかし、請求手続をした記憶はなく、脱退手当金を受け取った記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月26日に支給されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には昭和33年11月24日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、請求期間に係る事業所を退職後に厚生年金保険の加入歴がない訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。